

秋田市告示第300号

秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市勤労者総合福祉センター
秋田市中高年齢労働者福祉センター
秋田市勤労者体育センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野地藏田三丁目1番1号
一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 三 浦 廣 巳
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで